

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	近年の急激な物価高騰等の状況下において、高齢者の介護施設の整備を支援するために、介護施設の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	医療・介護・障がい福祉・児童福祉事業者等
補助対象経費	病院・介護サービス事業所・障がいサービス事業所・児童福祉施設のエネルギー価格の高騰分及び食料品価格の高騰分に対して、各事業所ごとに基準額を決定し一律に支援を行う。
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	事業所等区分により基準額を決定
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	事業所等区分により基準額を決定
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 サービスの安定供給を図るため、医療・介護・障がい福祉・児童福祉事業者等の事業継続を支援するものであるが、物価高騰のみを理由とする経営困難かを判断することは難しく、単純な事業継続率を数値化し目標とすることが適切ではないため。
補助制度開始	令和8年4月1日
見直し時期	令和8年10月1日
補助終期	令和9年3月31日
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象となる事業所へ通知。佐渡市ホームページへ掲載。
事業担当	（担当部署） 高齢福祉課
	（電話番号） 0259-63-3790